

八尾市立用和小学校外 10 校給食調理場空調整備事業
募集要項

令和 7 年 7 月

八尾市教育委員会事務局

学務給食課

【目 次】

第 1 募集要項の定義	-1-
第 2 事業の概要	-1-
1 事業名称	-1-
2 事業の対象	-1-
3 公共施設等の管理者	-1-
4 事業目的	-1-
5 事業方式	-1-
6 事業期間	-1-
7 提案上限額	-2-
8 事業内容	-2-
9 支払い条件	-2-
第 3 応募に関する条件等	-3-
1 応募者の構成等	-3-
2 構成員に必要な参加資格要件	-4-
3 応募に関する留意事項	-5-
4 スケジュール及び応募手続き	-6-
第 4 優先交渉権者の選定	-9-
1 選定委員の会の設置	-9-
2 選定方法	-9-
3 優先交渉権者選定結果通知	-10-
第 5 契約の考え方	-10-
1 契約の手続き	-10-
2 契約の概要	-11-
3 契約書作成費用	-11-
4 契約保証金	-11-
第 6 提示条件	-11-
1 債権の取扱い	-11-
2 市と事業者の責任分担	-11-
第 7 事業実施に関する事項	-11-
1 市による本事業の実施状況の確認	-11-
2 事業期間中の事業者と市の関わり	-12-
3 事業の継続が困難となった場合の措置	-12-
第 8 問い合わせ先	-12-
別紙 1 本事業の対象校一覧	-13-
別紙 2 現地見学会の実施及び留意点	-14-
別紙 3 「参加申込に必要な書類（無資格者のみ）作成要領」	-15-

第1 募集要項の定義

この「八尾市立用和小学校外 10 校給食調理場空調整備事業募集要項」(以下「募集要項」という。)は、八尾市(以下「市」という。)が進める「八尾市立用和小学校外 10 校給食調理場空調整備事業」(以下「本事業」という。)において、設計・施工一括発注方式で実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、応募を希望する者を対象に配布するものである。

別添の「八尾市立用和小学校外 10 校給食調理場空調整備事業要求水準書」(以下「要求水準書」という。)、「八尾市立用和小学校外 10 校給食調理場空調整備事業様式集」(以下「様式集」という。)、「八尾市立用和小学校外 10 校給食調理場空調整備事業優先交渉権者選定基準」(以下「選定基準」という。)は募集要項と一体のものとする。

第2 事業の概要

1 事業名称

八尾市立用和小学校外 10 校給食調理場空調整備事業

2 事業の対象

本事業を実施する事業者は、別紙 1に示す八尾市内の小学校 11 校(以下「対象校」という。)の給食調理場(以下「調理場」という。)を本事業の対象として、空調を整備する。

なお、本事業の対象校及び所在地は、別紙 1に示す「本事業の対象校一覧」を参照のこと。

3 公共施設等の管理者

八尾市長 大松 桂右

4 事業目的

本事業は、調理場内の環境を改善し、安心安全で安定的な給食を確保するため、対象の調理場に空調を整備することで、給食調理従事者の労働環境と食材の衛生管理の質の向上を図ることを目的とする。なお、事業実施にあたっては、民間の技術的能力等を最大限活用して短期間に一斉導入することで、学校間の公平性を確保し、コスト削減を図る。

5 事業方式

通常の工事発注による整備では、事前の調査や設計業務に時間を要することから、現場調査や工事の負担、コスト面を考慮し、本事業では、民間事業者の新技术などの活用、創意工夫により、工期短縮、コスト削減を図るため、公募型プロポーザル方式により提案を幅広く求め、整備方針の決定、空調機器の調達、施工、工事監理等において、各校に適した最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として市との契約を締結する。そのうえで、プロポーザル提案の内容を基に、空調設備等の設計、施工、工事監理からなる設計・施工一括発注方式により実施する。

6 事業期間

本契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

※工事の着工時期については、令和 8 年 4 月(予定)に発出される国の学校施設環境改善交付金の内定の可否判明後、工事着手すること。

※施工は原則として令和８年度の給食を実施しない日に行うこと。

※事業完了時期については、可能な限り早い時期（令和８年８月末までが望ましい）に空調設備を使える状態にすることを提案に求める。

７ 提案上限額

①設計業務【下記 第２．８（１）の上限額】

8,833,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

②施工業務及び工事監理業務【下記 第２．８（２）、（３）を合算した上限額】

282,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※①・②については、「設計業務」、「施工業務及び工事監理業務」それぞれで上限額を超えないように提案すること。

８ 事業内容

本事業の対象となる業務の内容は以下のとおりとする。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書に示す。

（１）設計業務

- ・空調設備の設計業務
- ・その他、付随する業務

（２）施工業務

- ・空調設備の施工業務
- ・その他、付随する業務

（３）工事監理業務

- ・空調設備の工事監理業務
- ・その他、付随する業務

（４）維持管理に関する提案

- ・効率的で有効な維持管理の在り方についての提案

※維持管理に関する提案は、本事業により整備された施設に関して、効率的で有効な維持管理のあり方についての提案を求めるものである。ただし、提案の内容の採用等は市が判断するものであり、提案の内容の実施に関係することは、本事業の範囲外である。

９ 支払い条件

市は、事業者が実施する設計・施工・工事監理業務に係る対価について、事業契約に基づきあらかじめ定める額を、以下のとおり、事業者に支払う。

（１）設計業務に係る対価の支払い

設計業務に係る対価については、設計業務完了後、一括して支払う。

なお、設計業務に係る対価については、令和７年度より請求できるものとする。

（２）施工業務に関する対価の支払い

施工業務に係る対価については、施工業務完了後に事業者を支払う。

ただし、以下①・②により、事業者から申請があった場合、施工業務に係る対価について前金払等を行うことができる

なお、施工業務に係る対価については、令和８年度より請求できるものとする。

①前金払

八尾市建設工事の前金払に関する規則（平成27年八尾市規則第26号）及び八尾市建設工事の前金払に関する要綱によるものとする。

②中間前金払又は部分払い（本契約締結時に選択）

ア 中間前金払

八尾市建設工事の前金払に関する規則及び八尾市建設工事の前金払に関する要綱によるものとする。

イ 部分払（３回以内）

八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）（以下「財務規則」という）第131条及び八尾市建設工事の部分払に関する要綱によるものとする。

（３）工事監理業務に係る対価の支払い

工事管理業務に係る対価については、工事監理業務完了後、一括して支払う。

なお、工事管理業務に係る対価については、令和８年度より請求できるものとする。

第３ 応募に関する条件等

１ 応募者の構成等

- （１） 応募者は、空調設備の設計業務を行う業者、空調設備の施工業務を行う業者、空調設備の工事監理業務を行う業者の複数業者により構成されるグループとする。グループを構成する業者（以下「構成員」という）の数は任意とするが、本事業の実施に関して各構成員が適切な役割を担うこと。
- （２） 同一の業者が複数の業務を実施することができるが、施工業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該業者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該業者の役員を兼ねている者をいう（以下に同じ。）。）
- （３） 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- （４） 応募者の構成員は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。
- （５） あらかじめグループの代表業者を定め、その代表業者が、募集への応募手続や落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における役割を担うほか、本事業に係る応募グループ内の全ての調整等の責任を負う参加手続を行うこととし、参加表明に関する提出書類の提出時に、グループを構成する構成員の業者名及び携わる業務について明らかにすること。
- （６） 本事業の実施にあたっては、構成員には、市内業者を、できるだけ加えるように努めると共に、必要な資機材、飲食物、消耗品等を市内業者から調達する等、市内業者の育成や地域経済の振興に配慮すること。

市内業者とは、法人にあっては登記簿上の本店を、個人にあっては住民基本台帳法（昭

和 42 年法律第 81 号) による住所を八尾市内に有し、かつ、事実上の本拠を有すると認められる者で八尾市に納税義務のある者をいう。

2 構成員に必要な参加資格要件

応募者のすべての構成員は、令和 7 年度八尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿【工事】、令和 7 年度八尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿【業務】又は、令和 7 年度八尾市競争入札参加資格者名簿【物品、委託・役務等】に登載されている者（以下「有資格者」という。）であるか、登載されていない者（以下「無資格者」という。）については、下記のア～クに示す書類が提出できる者であること。

●参加申込に必要な書類（無資格者のみ） 「○＝必ず提出」、「△＝該当者のみ提出」

	提出書類	様式	提出
ア	登録簿謄本又は住民票	官公署発行	○
イ	印鑑証明書	官公署発行	○
ウ	使用印鑑届（代表業者の場合のみ）	様式 3-13	△
エ	委任状（本社等より委任する場合のみ）	様式 3-14	△
オ	誓約書	様式 3-15	○
カ	納税証明書（国税）	官公署発行	○
キ	2 年分の納税証明書 （市税）（法人市民税又は住民税）	官公署発行	○
ク	2 年分の納税証明書（市税）（固定資産税）	官公署発行	△

※表中ア～クの作成要領は、**別紙 3**「参加申込に必要な書類（無資格者のみ）作成要領」に示す。

（１）「設計業務」を行う者の要件

設計業務を行う業者全体で、下記の要件を満たすこと。

- ア 一級建築士事務所の登録をしていること。
- イ 管理技術者又は主任技術者として「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ者を配置できること。
- ウ 構成員のうちの少なくとも 1 業者は、平成 27 年 4 月 1 日以降に、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校のいずれかの施設で空調設備に係る設計業務の元請として実績を有していること。（国・地方公共団体が発注したものに限らない）

（２）「施工業務」を行う者の要件

施工業務を行う業者全体で、下記の要件を満たすこと。

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による「管工事」又は「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 「管工事」又は「電気工事」に係る監理技術者の資格を有する専任の技術者を 1 名配置できること。

ウ 少なくとも1社については、経営事項審査に係る最新の結果通知書の管工事の総合評定値が800点以上の者であること。

エ 少なくとも1社については、経営事項審査に係る最新の結果通知書の電気工事の総合評定値が800点以上の者であること。

オ 構成員のうちの少なくとも1業者は、平成27年4月1日以降に、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校のいずれかの施設で空調設備に係る施工業務の元請として実績を有していること。(国・地方公共団体が発注したものに限らない)

(3) 「工事監理業務」を行う者の要件

工事監理業務を行う業者全体で、下記の要件を満たすこと。

ア 一級建築士事務所の登録をしていること。

イ 工事監理業務を行うに当たって、建築士法に基づく「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ者を配置できること。

ウ 構成員のうちの少なくとも1業者は、平成27年4月1日以降に、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校のいずれかの施設で空調設備に係る工事監理業務又は設計業務の元請として実績を有していること。(国・地方公共団体が発注したものに限らない)

(4) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

イ 「八尾市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止、並びに「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置及び建設業法に基づく営業停止を受けている者。

ウ 八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者。

エ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険(以下「社会保険等」という。)に事業主として加入していない者。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

オ 商法(明治32年法律第48号)の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。

カ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請している者。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請している者。

(5) 参加資格の喪失

応募者の構成員が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は次のとおりとする。

ア 構成員のうち、代表業者が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

イ 構成員のうち、代表業者以外の者が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成業者の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

3 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

今回の募集への参加に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

契約に至らなかった提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

なお、提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提出書類を無効とする。

(3) 著作権

提出審査書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、市が八尾市情報公開条例（平成7年八尾市条例第9号）に基づき応募内容を公表する場合、その他、市が必要と認めるときには、市は提出審査書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うこととする。

(5) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、募集参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(7) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は第3・2（5）イの場合を除き原則として認めない。

(8) 使用言語及び単位、時刻

応募参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 スケジュール及び応募手続き

(1) 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに八尾市ホームページにて公表する。八尾市ホームページのアドレスは、「第8 問い合わせ先」を参照すること。以下同様とする。

日程（予定）	内容
令和7年7月14日(月)	募集要項、要求水準書等の公表
令和7年7月14日(月)～7月22日(火)	現地見学会の申込受付期間 (同じく参考図書の貸与申請期間)
令和7年7月14日(月)～7月31日(木)	募集要項、要求水準書等に関する質問の受付期間
令和7年7月14日(月)～9月17日(水)	参加表明及び参加資格確認申請書類の受付期間
令和7年7月28日(月)～8月21日(木)	現地見学会予定日
現地見学会開始日～8月22日(金)	現地見学会に係る質問の受付期間
令和7年8月22日(金)まで	募集要項、要求水準書等に関する質問に対する回答
令和7年9月11日(木)まで	現地見学会に係る質問の回答
令和7年9月24日(水)	第1次審査結果通知
令和7年9月25日(木)～10月8日(水)	提案書の受付期間
令和7年10月9日(木)以降	プレゼンテーションの案内通知

令和7年10月17日(金)	プレゼンテーション、ヒアリング
令和7年10月22日(水)	優先交渉権者選定結果通知及び公表
令和7年11月初旬	仮契約の締結
令和7年12月下旬	事業契約の締結

(2) 募集要項、要求水準書等の公表

募集要項等は、市のホームページにおいて令和7年7月14日（月）に公表する。

(3) 参加表明及び参加資格確認申請書類の受付

参加を希望する者は、次のとおり参加表明及び参加資格確認申請書類を提出すること。

ア 提出書類

- ・参加表明及び参加資格確認申請時の提出書類（様式3-1～3-12）
- ・添付資料
- ・施工を行う構成員の最新の「経営事項審査結果通知書」（写し）

イ 提出期間

令和7年7月14日（月）から令和7年9月17日（水）

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という）を除く午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時までとする。

ウ 提出方法

様式集に定める各様式に必要事項を記入し、添付資料とともに事前に「第8 問い合わせ先」に電話連絡のうえ持参により提出すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(4) 現地見学会

市は、参加を希望する者に対して現地見学会を開催する。現地見学会に関する詳細な内容については、別紙2を参照すること。

(5) 参考図書の貸与

市は、参加を希望する者に対して図面等の参考図書を、次のとおり貸与する。

ア 参考図書の内容

- ①対象校（11校）を一覧で示した位置図
- ②対象校の調理場を示した学校の全体図
- ③調理場の図面
- ④調理場内のレイアウト概要図
- ⑤対象校の調理場及び調理場周辺の現況写真

イ 申込期間

令和7年7月14日（月）から令和7年7月22日（火）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時までとする。

ウ 申込方法

「参考図書貸与申込書」（様式集 様式1-2）に必要事項を記入し、「8. 問い合わせ先」に電話連絡の後、提出すること。参考図書は紙媒体で申込時に貸与する。

市が貸与する参考図書は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布閲覧禁止とし、取扱いに注意すること。

エ 返却方法

(8) に示す提案書を提出するものは令和7年10月17日まで、提案書を提出しないものは令和7年10月8日までに「第8 問い合わせ先」に直接持参するか郵送により返却すること。郵送の場合、到着確認ができる形式で提出すること。

(6) 募集要項、要求水準書等に関する質問の受付・回答

募集要項、要求水準書等記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を次の要領で行う。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。

ア 提出期間

令和7年7月14日（月）から令和7年7月31日（木）午後5時まで

イ 提出方法

「募集要項等に関する質問書」（様式集 様式2-1）に記入の上、「第8 問い合わせ先」へ電子メールにて提出すること。なお、電子メールを送信した後は、「第8 問い合わせ先」に電話にて受信の確認をすること。

ウ 回答の公表

質問に対する回答は、令和7年8月22日（金）までに市ホームページにおいて公開する。

(7) 現地見学会に関する質問の受付・回答

現地見学会時における質問の受付及び回答の公表を次の要領で行う。

なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。

ア 提出期間

現地見学会開始日から令和7年8月22日（金）午後5時まで

イ 提出方法

「現地見学会に関する質問書」（様式集 様式2-2）に記入の上、「第8 問い合わせ先」に電子メールにて提出すること。なお、電子メールを送信した後は、「第8 問い合わせ先」に電話にて受信の確認をすること。

ウ 回答の公表

質問に対する回答は、令和7年9月11日（木）までに市ホームページにおいて公開する。

(8) 事業実施に関する提案書の受付

参加申込をした応募者は、次のとおり事業実施に関する提案書を提出すること。

ア 提出書類

- ① 提案確認書類（様式4-1～4-4）
- ② 提案価格に関する提出書類（様式5-1～5-4）
- ③ 事業提案書等（様式6-1～6-3、様式7-1～7-5、様式8-1～8-2）
- ④ 添付資料

イ 提出期限

令和7年9月25日（木）から令和7年10月8日（水）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時までとする。

ウ 提出方法

様式集に定める各様式に必要な事項を記入し、事前に「第8 問い合わせ先」に電話連絡のうえ持参により提出すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。なお、全ての提出書類は選考結果にかかわらず返却しない。

(9) 参加辞退

参加表明及び参加資格確認申請書類を提出した参加希望者が、参加を辞退する場合は、事業提案書等の提出期限までに「提案辞退届」(様式集 様式 3-16)を「第 8 問い合わせ先」に持参又は郵送(必着)すること。

第 4 優先交渉権者の選定

1 選定委員の会の設置

市は、本事業の優先交渉権者の選定において、公正性及び透明性の確保を目的に、八尾市立用和小学校外 10 校給食調理場空調整備事業者選定委員の会(以下「選定委員の会」という。)を設置する。

なお、優先交渉権者選定に係る事務局は、八尾市教育委員会事務局 学務給食課とする。

2 選定方法

(1) 第一次審査

提出された参加表明書等をもとに、事務局にて、資格審査と実績審査を実施する。

参加表明書等提出書類の提出締切日後、応募者が「第 3 応募に関する条件等」に掲げる応募資格を満たさないと判明した場合は失格とする。失格か否かに関わらず、令和 7 年 9 月 24 日(水)までに第 1 次審査の結果を通知する。

(2) 第二次審査

提出された提案書等をもとに、事務局にて、提案価格の確認、要求水準の達成確認審査(基礎審査)を実施し、選定委員の会にて、提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングの評価により、要求水準以上の提案審査(加点審査)を実施する。

審査項目については、選定基準のとおりとする。審査の結果、第二次審査の全体評価点で最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。

最高得点が同点であった場合は、提案価格の低いものを選定する。なお、最高得点の提案が複数あり、かつ、提案価格が同額の場合は、選定基準の「3.3.3. 加点審査」に定める「空調設備の整備に関する項目」の点数(以下、「空調整備評価点」という。)が高いものを選定する。最高得点の提案が複数あり、かつ、提案価格が同額で、空調整備評価点が同点の場合は、くじ引きで選定する。

応募者が 1 社であった場合も入札参加資格審査及び提案内容審査を実施し、本事業を実施する事業者として適切と判断された場合において、当該提案を優先交渉権者と選定する。ただし、全体評価点が 120 点未満の提案は不採用とする。

(3) プレゼンテーション、ヒアリングの実施について

ア 実施日 令和 7 年 10 月 17 日(金)

イ 実施方法

時間、場所、準備物、当日進行、注意事項等の詳細は、提案書の受付締切日(令和 7 年 10 月 9 日)以降に、グループ構成表(様式 3-5)に記載の代表業者のメールアドレス宛に通知する。

(4) 失格の要件

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 定められた提出方法、提出期限に適合しない場合

イ 提出された提案価格が、「第 2 事業の概要 7 提案上限額」を超える場合

- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出書類に重大な誤脱があった場合
- オ 「第3 応募に関する条件等」に掲げる応募資格を満たさない場合
- カ 同一提案者が複数の提案を行った場合
- キ 募集要項に定められた手法以外の手法により選定委員の会委員に対し選定に係る援助又は便宜を直接的若しくは間接的に求めた場合
- ク その他、提案者が業務を遂行するにあたり、著しい問題があると判断された場合

3 優先交渉権者選定結果通知

選定結果は、グループ構成表（様式3-5）に記載の代表業者のメールアドレス宛に通知する。

通知予定日；令和7年10月22日（水）

なお選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

第5 契約の考え方

1 契約の手続き

- （1） 市は、優先交渉権者決定後速やかに提案書及び要求水準書等に基づき、詳細な業務の内容及び契約条件について協議を行い、令和7年11月初旬（予定）までに合意を得て仮契約を締結する。
- （2） 次に掲げる事態が生じたときは、評価点が高かった者の順に協議を行い、仮契約相手方を決定する。
 - ア 優先交渉権者が仮契約の締結を辞退した場合。
 - イ 仮契約締結時までに「第3 応募に関する条件等」に掲げる応募資格を欠いていることが判明した場合。
 - ウ 仮契約締結時までに「第4 優先交渉権者の選定 2 選定方法（4）」に掲げる要件に該当することが判明した場合。
 - エ 仮契約に向けて必要な協議が不調に終わった場合。
 - オ その他やむを得ない事情で仮契約に至ることが困難な場合
- （3） 本契約を締結するためには、仮契約締結後に八尾市議会の議決を必要としており、八尾市議会の議決（令和7年12月下旬予定）を経て本契約となる。
- （4） 優先交渉権者決定から本契約の契約締結日までの間において、優先交渉権者（構成員のいずれか）が入札参加停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合、暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合又は社会保険等に未加入であることが判明した場合は、優先交渉権者については優先交渉権者の資格を失うこととし、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除するものとする。この場合において、本市は、一切の責めを負わない。
- （5） 上記（4）のうち、仮契約締結後の場合においては、市は、仮契約に基づき事業者に対して、仮契約の金額の100分の3に相当する額の違約金等の支払を求めることができるものとする。
- （6） 優先交渉権者（施工を行う各構成員）は最新の「経営事項審査結果通知書」の写しを提出すること。これにより社会保険等が未加入の場合は、優先交渉権者はその資格を失い、入札参加停止措置及び保険担当機関への通報を行う。また、受注者は「社会保険等に関する誓約書」を提出すること。受注者が下請負人として建設業許可業者である社会保険等未加入業者を使用した場合は入札参加停止措置、工事成績評定の減点及び保険担当機関への通報を行い、建設業許可業者でない社会保険等未加入業者を使用した場合は保険担当機関への通報のみを行う。
- （7） 本契約締結後、業務内容に変更が生じる場合は市と事業者において都度協議するものとする。

2 契約の概要

事業契約は、提案書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計業務、施工業務、工事監理業務等業務に関する業務内容や支払方法等を定める。

3 契約書作成費用

契約書の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

4 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。

- (1) 財務規則第122条第1号の規定による履行保証保険契約（保険金額は、落札価格の100分の5以上）を締結し、当該保険証書が提出されたとき。
- (2) 財務規則第122条第2号の規定による工事履行保証契約（保証金額は、落札価格の100分の5）以上）を締結したとき。
- (3) 財務規則第122条第4号の規定による確実な担保が提供されたとき。

第6 提示条件

1 債権の取扱い

ア 債権の譲渡

事業者は、市に対して有する支払請求権（債権）を他者に譲渡することはできない。

イ 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が市に対して有する債権に対し、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。

2 市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。従って、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は募集要項等及び事業者による提案書等を踏まえることとする。

第7 事業実施に関する事項

1 市による本事業の実施状況の確認

市は、事業の実施状況について、設計時、施工時、完了時に事業者が定められた業務を確実に実行し、要求水準書及び提案書に基づく業務水準を達成しているか否かを確認する。

また、「第5 契約の考え方 1 契約の手続き」で合意した内容について、変更が生じた場合、直ちに理由書を作成し市へ報告を行うこと。無断で変更した場合、契約金額の減額対象とする。

2 事業期間中の事業者と市の関わり

本事業は、事業者の責において遂行し、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

市は、原則として事業者の代表業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当業者と直接、連絡調整を行う場合がある。

3 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

ア 事業者の業務内容が要求水準書及び提案書に基づく業務水準を満たしていない場合、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの場合、市は、契約に基づき事業者に対して、契約金額の100分の5に相当する額の違約金等の支払を求めることができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

ア 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記アの規定により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

第8 問い合わせ先

市は、本事業に関する情報提供を、八尾市ホームページを通じて適宜行う。

市のホームページURL及び担当連絡先等は次の通り。

担 当	八尾市教育委員会事務局 学務給食課 学校給食係
所在地	〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1-1
電 話	072-924-9373 (直通)
電子メール	gakumukyushoku@city.yao.osaka.jp
ホームページ URL	http://www.city.yao.osaka.jp/

別紙 1

本事業の対象校一覧

番号	学校名	所在地	電話番号
1	用和小学校	八尾市山城町三丁目 1 番 46 号	072-999-1891
2	久宝寺小学校	八尾市久宝寺二丁目 2 番 33 号	072-922-3652
3	龍華小学校	八尾市東太子一丁目 6 番 12 号	072-991-3570
4	竹湊小学校	八尾市竹湊東四丁目 1 番地	06-6709-3600
5	曙川小学校	八尾市八尾木東二丁目 28 番地	072-992-3331
6	永畑小学校	八尾市永畑町一丁目 2 番 27 号	072-992-0061
7	西山本小学校	八尾市西山本町三丁目 5 番 25 号	072-996-7181
8	高美南小学校	八尾市高美町六丁目 1 番 11 号	072-994-2682
9	高安西小学校	八尾市高安町北四丁目 15 番地	072-996-1015
10	曙川東小学校	八尾市曙川東八丁目 136 番地	072-949-3155
11	上之島小学校	八尾市上之島町北三丁目 22 番地の 1	072-996-7186

別紙2 現地見学会の実施及び留意点

1. 実施時期等

(1) 期間

令和7年7月28日（月）～令和7年8月21日（木）のうち指定する日時

(2) 見学方法

- ・見学会の当日は、指定された対象校に集合し、見学を開始する。
- ・当日の見学時間は2時間半程度を想定しているが、参加希望者数等により変更する場合がある。
- ・指定日及び指定時間以外の見学は不可とする。
- ・指定日及び指定時間内であれば、調理場、校舎周り、敷地周り、受変電設備の状況等を見学することができるものとする。

2. 現地見学会の申込み等

2.1. 申込期間、場所及び方法

申込期間：令和7年7月14日（月）～令和7年7月22日（火）午後5時まで

申込方法：

- ・現地見学会の参加は、現時点で参加を予定しているグループ単位での申込みとする（申込み時点でグループが未定である場合は、代表業者として参加を予定している者単体での申込みも認める）。
- ・「現地見学会参加申込書」（様式集 様式1-1）に必要事項を記入のうえ、「8 問い合わせ先」に電子メール（ファイル添付）にて提出すること。なお、電子メールの件名は「現地見学会参加申込書」と記載すること。また、送付後、電話にて受信の確認を行うこと。

2.2. 留意事項

- ・業者名等が判別できる着衣・記章等は禁止とします。
- ・見学中は、配付する名札を着用すること。
- ・人数はそれぞれの学校で申込者ごとに5名までとする。
- ・受付場所は対象校の正門とする。
- ・見学日時は厳守すること。
- ・学校敷地内は全面禁煙である。
- ・学校敷地内への自動車の乗り入れは不可とする。
- ・見学に必要な書類、帽子、上履き等については、各自持参すること。
- ・見学中は学校教育活動等に支障をきたさないよう留意し、市職員等の指示に従うこと。
- ・学校施設の撮影は可とするが、個人が特定されるような撮影は不可とする。また、撮影した写真は本プロポーザル以外に使用しないこと。
- ・現地見学会における市職員等の説明は、学校の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該市職員等の発言は、本プロポーザルにおける個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。

参加申込に必要な書類（無資格者のみ）作成要領【案】

「○＝必ず提出」、「△＝該当者のみ提出」

	提出書類	様式	提出
ア	登録簿謄本又は住民票	官公署発行	○
イ	印鑑証明書	官公署発行	○
ウ	使用印鑑届（代表業者の場合のみ）	様式 3-13	△
エ	委任状（本社等より委任する場合のみ）	様式 3-14	△
オ	誓約書	様式 3-15	○
カ	納税証明書（国税）	官公署発行	○
キ	2年分の納税証明書 （市税）（法人市民税又は住民税）	官公署発行	○
ク	2年分の納税証明書（市税）（固定資産税）	官公署発行	△

ア 登録簿謄本又は住民票（令和 7 年 6 月 18 日以降に発行されたもの）

区分	必要な書類	発行場所
法人の場合	商業登記簿謄本 （現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）	法務局
個人の場合	代表者の住民票 ※マイナンバーが記載されていないもの	市区町村役場

イ 印鑑証明書（令和 7 年 6 月 18 日以降に発行されたもの）

区分	必要な書類	発行場所
法人の場合	印鑑証明書	法務局
個人の場合		市区町村役場

ウ 使用印鑑届

（ア）本プロポーザルへの参加、契約の締結及び請負代金の受領等の取引行為に使用する印鑑を押印して提出すること。

（イ）実印を使用印とする場合も、使用印の欄に実印を押印して提出すること。

※社印を使用印にすることは可。

エ 委任状

(ア) 委任期間は、参加申込書提出の日から令和9年2月26日（金）まで。

(イ) 代理人を選任しない場合は、提出不要。

オ 誓約書

八尾市暴力団排除条例に基づき、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。内容については「本市ホームページ」－「トップページ」－「産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札・契約関係条例・要綱等」－「八尾市契約関係暴力団排除対策【契約検査課】」を参照。

カ 納税証明書（国税）（令和7年6月18日以降に発行されたもの）

区分	必要な納税証明書	発行場所
法人の場合	法人税・消費税及び地方消費税（様式その3の3）	税務署
個人の場合	所得税・消費税及び地方消費税（様式その3の2）	税務署

(ア) 国税電子申告・納税システム（e-tax）による電子納税証明書での提出も可とする。

(イ) 納期限未到来分があるものを除き、納期限到来分について完納した証明が必要。

(ウ) 納期限到来分について未納（分納を含む）がある場合、失格となる。

(エ) 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。

キ 2年分の納税証明書（市税）（法人市民税又は住民税）

区分	必要な納税証明書	発行場所
法人の場合	法人市民税（直近2事業年度分）	市区町村役場
個人の場合	住民税（令和6・7年度分） ※ 令和7年度分について納期限未到来分がある場合でも、納期限到来分について完納した証明書を提出すること。	市区町村役場

(ア) 本市との契約を、本社（店）名義で締結する場合は、本社（店）の所在地の市区町村にて発行されたものに限る。支社（店）名義で締結する場合は、支社（店）の所在地の市区町村にて発行されたものに限る。

(イ) 納期限未到来分があるものを除き、納期限到来分について完納した証明が必要。

- (ウ) 未納税額・納付額がない納税証明書の提出でも可とする。
- (エ) 納期限到来分について未納（分納を含む）がある場合、失格となる。
- (オ) 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。

ク 2年分の納税証明書（市税）（固定資産税）

区分	必要な納税証明書	発行場所
法人の場合	土地家屋にかかる固定資産税（令和6・7年度分）	市区町村役場
個人の場合	償却資産にかかる固定資産税（令和6・7年度分） ※ 令和7年度分について納期限未到来分がある場合でも、納期限到来分について完納した証明書を提出すること。	

- (ア) 納税義務がある場合に限り提出が必要。
- (イ) 本市との契約を、本社（店）名義で締結する場合は、本社（店）の所在地の市区町村にて発行されたものに限る。支社（店）名義で締結する場合は、支社（店）の所在地の市区町村にて発行されたものに限る。
- (ウ) 納期限未到来分があるものを除き、納期限到来分について完納した証明が必要。
- (エ) 未納税額・納付額がない納税証明書の提出でも可とする。
- (オ) 納期限到来分について未納（分納を含む）がある場合、失格となる。